

連結情報

中間連結財務諸表

当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、平成22年度中間期及び平成23年度中間期の中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けています。以下の中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書は、上記の中間連結財務諸表に基づいて作成しています。

● 中間連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	平成22年度中間期 (平成22年9月30日現在)	平成23年度中間期 (平成23年9月30日現在)
資産の部		
現金預け金	124,342	225,469
コールローン及び買入手形	27,222	27,411
買入金銭債権	10,613	10,071
商品有価証券	2,079	1,888
金銭の信託	3,909	3,892
有価証券	1,948,739	1,840,297
貸出金	3,963,548	4,030,624
外国為替	2,611	3,501
リース債権及びリース投資資産	38,015	35,191
その他資産	55,633	56,088
有形固定資産	65,139	65,298
無形固定資産	8,976	8,649
繰延税金資産	2,910	2,490
支払承諾見返	17,398	15,501
貸倒引当金	△61,297	△60,941
資産の部合計	6,209,845	6,265,436
負債の部		
預金	5,375,679	5,511,114
譲渡性預金	148,983	171,222
コールマネー及び売渡手形	65,102	4,362
債券貸借取引受入担保金	121,299	101,870
借入金	13,943	8,048
外国為替	518	663
その他負債	49,337	48,250
役員賞与引当金	32	34
退職給付引当金	1,955	2,362
役員退職慰労引当金	2,131	1,991
睡眠預金払戻損失引当金	910	1,110
ポイント引当金	106	155
偶発損失引当金	366	558
繰延税金負債	14,780	5,593
再評価に係る繰延税金負債	11,248	11,248
支払承諾	17,398	15,501
【負債の部合計】	5,823,795	5,884,088
純資産の部		
資本金	48,652	48,652
資本剰余金	29,140	29,140
利益剰余金	246,420	252,759
自己株式	△787	△169
株主資本合計	323,425	330,383
その他有価証券評価差額金	43,176	30,490
繰延ヘッジ損益	△56	△17
土地再評価差額金	12,467	12,466
為替換算調整勘定	△931	△1,117
その他の包括利益累計額合計	54,656	41,821
少数株主持分	7,967	9,142
【純資産の部合計】	386,049	381,347
負債及び純資産の部合計	6,209,845	6,265,436

●中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成22年度中間期 (平成22年4月 1日から 平成22年9月30日まで)	平成23年度中間期 (平成23年4月 1日から 平成23年9月30日まで)
経常収益	68,956	66,322
資金運用収益	48,071	45,457
(うち貸出金利息)	(34,581)	(33,071)
(うち有価証券利息配当金)	(13,087)	(11,690)
役務取引等収益	8,320	8,320
その他業務収益	10,933	10,131
その他経常収益	1,630	2,412
経常費用	50,559	52,342
資金調達費用	3,057	2,144
(うち預金利息)	(2,615)	(1,651)
役務取引等費用	2,456	2,690
その他業務費用	8,739	8,919
営業経費	30,644	30,657
その他経常費用	5,661	7,929
経常利益	18,396	13,980
特別利益	11	—
固定資産処分益	4	—
償却債権取立益	6	—
特別損失	185	80
固定資産処分損	167	80
減損損失	17	—
税金等調整前中間純利益	18,222	13,899
法人税、住民税及び事業税	7,347	5,925
法人税等調整額	2	△739
法人税等合計	7,349	5,185
少数株主損益調整前中間純利益	10,872	8,713
少数株主利益	1,020	557
中間純利益	9,852	8,156

●中間連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成22年度中間期 (平成22年4月 1日から 平成22年9月30日まで)	平成23年度中間期 (平成23年4月 1日から 平成23年9月30日まで)
少数株主損益調整前中間純利益	10,872	8,713
その他の包括利益	1,613	△2,235
その他有価証券評価差額金	1,690	△2,238
繰延ヘッジ損益	△0	20
為替換算調整勘定	△87	△18
持分法適用会社に対する持分相当額	9	0
中間包括利益	12,486	6,478
親会社株主に係る中間包括利益	11,465	5,931
少数株主に係る中間包括利益	1,020	546

● 中間連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	平成22年度中間期 (平成22年4月 1日から 平成22年9月30日まで)	平成23年度中間期 (平成23年4月 1日から 平成23年9月30日まで)
株主資本		
資本金		
当期首残高	48,652	48,652
当中間期変動額	—	—
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	48,652	48,652
資本剰余金		
当期首残高	29,140	29,140
当中間期変動額	—	—
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	29,140	29,140
利益剰余金		
当期首残高	238,538	247,262
当中間期変動額		
剰余金の配当	△1,974	△2,659
中間純利益	9,852	8,156
自己株式の処分	△2	△0
土地再評価差額金の取崩	6	—
当中間期変動額合計	7,881	5,496
当中間期末残高	246,420	252,759
自己株式		
当期首残高	△777	△165
当中間期変動額		
自己株式の取得	△24	△4
自己株式の処分	14	1
当中間期変動額合計	△10	△3
当中間期末残高	△787	△169
株主資本合計		
当期首残高	315,554	324,890
当中間期変動額		
剰余金の配当	△1,974	△2,659
中間純利益	9,852	8,156
自己株式の取得	△24	△4
自己株式の処分	11	1
土地再評価差額金の取崩	6	—
当中間期変動額合計	7,871	5,493
当中間期末残高	323,425	330,383

(単位：百万円)

	平成22年度中間期 (平成22年4月 1日から 平成22年9月30日まで)	平成23年度中間期 (平成23年4月 1日から 平成23年9月30日まで)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	41,489	32,717
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	1,686	△2,227
当中間期変動額合計	1,686	△2,227
当中間期末残高	43,176	30,490
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△56	△38
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△0	20
当中間期変動額合計	△0	20
当中間期末残高	△56	△17
土地再評価差額金		
当期首残高	12,473	12,466
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△6	—
当中間期変動額合計	△6	—
当中間期末残高	12,467	12,466
為替換算調整勘定		
当期首残高	△844	△1,099
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△87	△18
当中間期変動額合計	△87	△18
当中間期末残高	△931	△1,117
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	53,063	44,045
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	1,592	△2,224
当中間期変動額合計	1,592	△2,224
当中間期末残高	54,656	41,821
少数株主持分		
当期首残高	6,960	8,609
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	1,007	533
当中間期変動額合計	1,007	533
当中間期末残高	7,967	9,142
純資産合計		
当期首残高	375,578	377,545
当中間期変動額		
剰余金の配当	△1,974	△2,659
中間純利益	9,852	8,156
自己株式の取得	△24	△4
自己株式の処分	11	1
土地再評価差額金の取崩	6	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	2,599	△1,691
当中間期変動額合計	10,471	3,802
当中間期末残高	386,049	381,347

● 中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

区分	平成22年度中間期 (平成22年4月 1日から 平成22年9月30日まで)	平成23年度中間期 (平成23年4月 1日から 平成23年9月30日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	18,222	13,899
減価償却費	3,441	3,517
減損損失	17	—
持分法による投資損益 (△は益)	△28	△11
貸倒引当金の増減 (△)	△1,016	1,480
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△33	△34
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	311	32
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△35	△116
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	△531	△29
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	25	33
偶発損失引当金の増減 (△)	△7	70
資金運用収益	△48,071	△45,457
資金調達費用	3,057	2,144
有価証券関係損益 (△)	261	257
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	15	29
為替差損益 (△は益)	△214	△73
固定資産処分損益 (△は益)	162	80
商品有価証券の純増 (△) 減	717	1,041
貸出金の純増 (△) 減	△51,900	△111,444
預金の純増減 (△)	38,021	△1,126
譲渡性預金の純増減 (△)	21,528	38,224
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	△17,042	2,497
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	△14,310	△56,343
コールローン等の純増 (△) 減	20,414	19,487
コールマネー等の純増減 (△)	60,088	1,979
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	△58,136	△2,005
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	1,638	596
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△284	41
リース債権及びリース投資資産の純増 (△) 減	1,880	1,500
資金運用による収入	48,138	45,845
資金調達による支出	△3,429	△2,702
その他	12,766	8,270
小計	35,670	△78,313
法人税等の支払額	△13,633	△5,653
営業活動によるキャッシュ・フロー	22,036	△83,967
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△181,952	△198,708
有価証券の売却による収入	13,245	149,083
有価証券の償還による収入	165,706	133,456
有形固定資産の取得による支出	△953	△1,954
無形固定資産の取得による支出	△1,564	△1,261
有形固定資産の売却による収入	48	—
無形固定資産の売却による収入	2	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,467	80,613
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	△4,000	—
配当金の支払額	△1,968	△2,650
少数株主への配当金の支払額	△13	△13
自己株式の取得による支出	△24	△4
自己株式の売却による収入	11	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,994	△2,667
現金及び現金同等物に係る換算差額	△100	△26
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	10,474	△6,048
現金及び現金同等物の期首残高	72,026	124,694
現金及び現金同等物の中間期末残高	82,500	118,645

● 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 4社

主要な会社名

ぐんぎんリース株式会社

群馬財務(香港)有限公司

(GUNMA FINANCE (HONG KONG) LIMITED)

(2) 非連結子会社

主要な会社名

株式会社群銀カード

ぐんぎんジェーシービー株式会社

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社 4社

主要な会社名

株式会社群銀カード

ぐんぎんジェーシービー株式会社

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 2社

群馬キャピタル1号投資事業有限責任組合

群馬キャピタル2号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日 1社

9月末日 3社

(2) 連結子会社については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。

中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：6年～50年

その他：3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力等を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者等のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法(「DCF法」))により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務：

その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：

各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額（内規に基づく中間連結会計期間末支給見込額）を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカード会員に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(11) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会に対する責任共有制度負担金の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。

(12) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(13) リース取引の処理方法

(借手側)

当行及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(貸手側)

リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日）第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）を、同会計基準適用初年度期首のリース投資資産の価額として計上しております。

また、当該リース投資資産については、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。

なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、当中間連結会計期間の税金等調整前中間純利益は、221百万円多く計上されております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(15) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(16) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(17) 消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(18) 税効果会計に関する事項

中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当行及び国内連結子会社の決算期において予定している剰余金の処分による圧縮記帳積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。

●追加情報

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当中間連結会計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間連結会計期間については遡及処理を行っておりません。

●注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 有価証券には、非連結子会社の株式607百万円及び出資金485百万円を含んでおります。
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は11,453百万円、延滞債権額は79,828百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は893百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は30,598百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は122,774百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、42,953百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	468,976百万円
担保資産に対応する債務	
預金	29,638百万円
債券貸借取引受入担保金	101,870百万円
借入金	5,690百万円
その他負債	472百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券81,732百万円及びその他資産5百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は1,701百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、当中間連結会計期間中における取引はありません。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,158,054百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が1,118,385百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契

約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に基づいて、路線価に奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 109,553百万円
11. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は15,263百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

1. その他経常収益には、償却債権取立益4百万円を含んでおります。
2. その他経常費用には、貸出金償却2百万円、貸倒引当金繰入額5,007百万円、株式等売却損925百万円及び株式等償却276百万円を含んでおります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	483,888	—	—	483,888	
合計	483,888	—	—	483,888	
自己株式					
普通株式	371	11	2	380	(注)
合計	371	11	2	380	

(注) 自己株式の増加及び減少は次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加11千株。

単元未満株式の買増請求による減少2千株。

2. 配当に関する事項

- (1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	2,659	5.5	平成23年3月31日	平成23年6月27日

- (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年11月9日 取締役会	普通株式	2,175	利益剰余金	4.5	平成23年9月30日	平成23年12月9日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

平成23年9月30日現在	(単位：百万円)
現金預け金勘定	225,469
日本銀行以外への預け金	△106,823
現金及び現金同等物	118,645

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、寮・社宅等であります。

(イ) 無形固定資産

該当事項はありません。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

(借手側)

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却 累計額相当額	減損損失 累計額相当額	中間連結会計 期間末残高相当額
有形固定資産	8百万円	7百万円	－百万円	0百万円
無形固定資産	－百万円	－百万円	－百万円	－百万円
合計	8百万円	7百万円	－百万円	0百万円

② 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額

1年内	0百万円
1年超	－百万円
合計	0百万円

③ リース資産減損勘定中間連結会計期間末残高

該当事項はありません。

④ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	1百万円
リース資産減損勘定の取崩額	－百万円
減価償却費相当額	1百万円
支払利息相当額	0百万円
減損損失	－百万円

⑤ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑥ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。

(3) リース投資資産の内訳

リース料債権部分	34,663百万円
見積残存価額部分	3,670百万円
受取利息相当額	△4,613百万円
リース投資資産	33,721百万円

(4) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の中間連結会計期間末日後の回収予定額

	リース債権	リース投資資産
1年以内	538百万円	11,927百万円
1年超2年以内	510百万円	9,045百万円
2年超3年以内	301百万円	6,389百万円
3年超4年以内	85百万円	4,052百万円
4年超5年以内	28百万円	1,991百万円
5年超	5百万円	1,257百万円

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借手側)

1年内	58百万円
1年超	188百万円
合計	246百万円

(貸手側)

1年内	120百万円
1年超	171百万円
合計	291百万円

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額 (※3)	時価	差額
(1) 現金預け金	225,469	225,469	－
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	74,465	76,449	1,984
その他有価証券	1,761,862	1,761,862	－
(3) 貸出金	4,030,624		
貸倒引当金 (※1)	△58,102		
	3,972,522	4,034,209	61,687
資産計	6,034,320	6,097,991	63,671
(1) 預金	5,511,114	5,512,285	1,170
(2) 譲渡性預金	171,222	171,222	－
(3) 債券貸借取引受入担保金	101,870	101,870	－
負債計	5,784,207	5,785,378	1,170
デリバティブ取引 (※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	438	438	－
ヘッジ会計が適用されているもの	8,339	8,339	－
デリバティブ取引計	8,777	8,777	－

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象の貸出金の時価に含めて記載しております。

(※3) 中間連結貸借対照表計上額のうち、重要性の乏しいものについては記載を省略しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については当該帳簿価額を時価としております。また、満期のある預け金については、残存期間が短期間（1年以内）であるため、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会の公表価格（公社債店頭売買参考統計値）などによっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、中間連結決算日における当該私募債の発行者の信用リスクを反映した期待キャッシュ・フローを見積り、市場金利で割引いた額を時価としております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。一方、固定金利によるものは、キャッシュ・フローを割引いて時価を算出しております。そのうち、店頭金利のあるものは、種類及び期間に基づく区分ごとに、約定キャッシュ・フローを同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割引いております。店頭金利のないものは、内部格付の区分ごとに、信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを見積り、市場金利で割引いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価が中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価が帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率については、定期預金は新規に預金を受け入れる際に使用する利率を、譲渡性預金は市場金利を、それぞれ用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金は、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式（※1）（※2）	2,875
② 子会社株式（※1）	1,093
合計	3,969

(※1) 非上場株式及び子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

●セグメント情報

1. 事業の種類別セグメント情報

平成22年度中間期（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）

（単位：百万円）

	銀行業務	リース業務	その他業務	計	消去又は全社	連結
経常収益						
（1）外部顧客に対する経常収益	58,317	9,760	878	68,956	—	68,956
（2）セグメント間の内部経常収益	282	530	943	1,756	(1,756)	—
計	58,599	10,291	1,821	70,712	(1,756)	68,956
経常費用	42,148	9,581	579	52,309	(1,749)	50,559
経常利益	16,450	709	1,242	18,402	(6)	18,396

(注) 1. 業務区分は連結会社の業務の内容により区分しております。

2. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

平成23年度中間期（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）

（単位：百万円）

	銀行業務	リース業務	その他業務	計	消去又は全社	連結
経常収益						
（1）外部顧客に対する経常収益	56,084	9,361	876	66,322	—	66,322
（2）セグメント間の内部経常収益	225	601	784	1,610	(1,610)	—
計	56,309	9,963	1,660	67,932	(1,610)	66,322
経常費用	43,299	9,286	1,362	53,948	(1,606)	52,342
経常利益	13,010	676	297	13,984	(4)	13,980

(注) 1. 業務区分は連結会社の業務の内容により区分しております。

2. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 所在地別セグメント情報

平成22年度中間期（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）

平成23年度中間期（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

3. 海外経常収益

平成22年度中間期（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）

平成23年度中間期（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）

海外経常収益がいずれも連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

連結リスク管理債権

●連結リスク管理債権

(単位：百万円)

	平成22年9月30日	平成23年9月30日
破綻先債権額	12,414	11,453
延滞債権額	64,087	79,828
3ヵ月以上延滞債権額	1,727	893
貸出条件緩和債権額	22,808	30,598
合計	101,037	122,774

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。
2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金をいいます。
3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。